

群馬県内（前橋市・高崎市を除く。）に
事業用建物をお持ちの方へ

群馬県森林環境部環境局
廃棄物・リサイクル課長 木島 敏博

照明器具のPCB使用安定器に関する調査について（お願い）

日頃、本県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用している照明器具の安定器（電灯のち
らつきをなくす電気機器）は、**2023年3月31日まで**に全て廃棄処分することが
法律で義務付けられています。そのため、PCB使用照明器具を設置または保管され
ている可能性のある事業用建物の所有者様を対象に調査票をお送りしています。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨を御理解の上、必ず御回答をお願い
いたします。

【回答方法】

調査票に必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、

2019年9月25日（水）までに投函してください。

※御回答がない場合、電話により問い合わせまたは訪問調査をさせていただく場合がございます。 予め御了承ください。

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や専門の調査会社等（建物の維持管理を委託している場合はメンテナンス会社）に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物の竣工図書、過去に調査した記録等で調査内容を確認できる場合は、それをもとに調査票に御記入ください。
- 処分期間を過ぎてPCB使用安定器をお持ちの場合には、改善命令・罰則の対象となる可能性がありますので御注意ください。

※PCB使用照明器具を保管されている場合、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、毎年、保管状況について管轄の自治体へ届出をすることが義務づけられています。

【お問い合わせ窓口】

群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課 業務委託先
アクリーグ株式会社群馬営業所
フリーダイヤル：0120-916-142（平日9時～17時）

【調査実施機関】

群馬県森林環境部環境局廃棄物・リサイクル課
（電話）027-226-2824
平日9時～17時（12時～13時を除く。）
（群馬県産業廃棄物情報ホームページ）
<http://www.gunma-sanpai.jp/>



群馬県のマスコット
「ぐんまちゃん」